

ひのぼら

檜原森のおもちゃ美術館10万人達成記念せしモ二一



・・・主な内容・・・

財政状況の公表	2
檜原村ものづくり支援事業補助金	4
檜原村定住促進サポート事業支援金について	6
檜原村やすらぎの里運営検討委員の募集について	8
令和6年度の個人住民税(村都民税)の変更点	11
令和6年度総合がん検診(個別検診)のお知らせ	17

令和5年度下半期 財政状況の公表

村の財政状況を毎年2回お知らせしています。

今回は、令和5年度下半期（10月～3月）の一般会計を中心にお知らせします。

令和5年度の一般会計予算は、下半期4回の補正を行い歳入・歳出とも、38億7,257万4千円となっています。

令和5年度 下半期収支状況

(単位：千円)

会計別	予算額			収入済額	収入割合	支出済額	支出割合	備考	
	上半期末	補正	計						
一般会計	3,778,754	93,820	3,872,574	(500,000) 4,102,650	(%) 105.9	(50,000) 3,688,199	(%) 95.2	・収入の()は、一時借入金 ・支出の()は、特別会計に一時繰出金	
特別会計	国民健康保険事業勘定直診勘定	378,483	△ 6,507	371,976	362,072	97.3	348,859	93.8	
	都民の森管理運営事業特別会計	208,580	△ 2,981	205,599	(28,000) 200,942	97.7	200,125	97.3	
	介護保険特別会計	134,667	△ 672	133,995	(20,000) 123,022	91.8	122,534	91.4	
	介護サービス事業特別会計	460,959	12,113	473,072	474,299	100.3	449,604	95.0	
	後期高齢者医療特別会計	49,049	△ 1,903	47,146	(2,000) 47,350	100.4	45,438	96.4	
	合計	98,784	△ 3,153	95,631	88,233	92.3	86,287	90.2	
	合計	5,109,276	90,717	5,199,993	5,398,568	103.8	4,941,046	95.0	

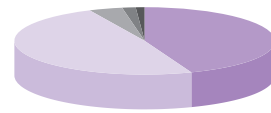
※特別会計の収入済額欄に記載してある()は、一般会計からの一時繰入額です。

※地方公営企業法が適用された簡易水道事業・下水道事業については、別途財政状況を公表する予定です。

村税の状況

(単位：千円)

科目	予算現額	収入済額	収入率(%)
村民税	89,373	89,094	99.7
固定資産税	97,509	98,568	101.1
軽自動車税	8,669	8,611	99.3
村たばこ税	3,309	3,310	100.0
特別土地保有税	1	0	0.0
入湯税	1,763	1,797	101.9
合計	200,624	201,380	100.4



■ 村民税
■ 固定資産税
■ 軽自動車税
■ 村たばこ税
■ 特別土地保有税
■ 入湯税

歳入

(単位：千円)

科目	予算現額	収入済額	収入率(%)
村民税	200,624	201,380	100.4
地方譲与税	42,780	44,365	103.7
利子割交付金	355	357	100.6
配当割交付金	2,110	1,907	90.4
株式等譲渡所得割交付金	2,339	2,056	87.9
法人事業税交付金	13,203	11,220	85.0
地方消費税交付金	49,704	49,704	100.0
自動車取得税交付金	84	84	100.0
環境性能割交付金	3,148	3,148	100.0
地方特例交付金	60	89	148.3
地方交付税	1,475,764	1,477,555	100.1
交通安全対策特別交付金	739	1,415	191.5
分担金及び負担金	2,447	2,312	94.5
使用料及び手数料	35,943	34,859	97.0
国庫支出金	191,715	182,887	95.4
都支出金	1,494,097	1,284,272	86.0
財産収入	7,234	5,915	81.8
寄附金	11,100	13,463	121.3
繰入金	49,912	30,005	60.1
繰越金	137,846	137,846	100.0
諸収入	145,461	117,811	81.0
村債	5,909	0	0.0
合計	3,872,574	3,602,650	93.0
一時借入金		500,000	—
合計		4,102,650	105.9

歳出

(単位：千円)

科目	予算現額	支出済額	支出率(%)
議会費	68,312	67,318	98.5
総務費	732,267	656,616	89.7
民生費	760,449	730,090	96.0
衛生費	322,440	314,473	97.5
農林水産業費	467,415	403,317	86.3
商工費	178,543	161,605	90.5
土木費	381,449	372,908	97.8
消防費	235,016	230,113	97.9
教育費	242,619	230,532	95.0
災害復旧費	87,137	84,822	97.3
公債費	96,275	96,274	100.0
諸支出	290,140	290,131	100.0
予備費	10,512	0	0.0
合計	3,872,574	3,638,199	93.9
一時繰出金		50,000	—
合計		3,688,199	95.2

※1,000円未満の数値は端数調整していますので、実際の額と異なる場合があります。

企（起）業誘致優遇制度について

企（起）業誘致優遇制度は、檜原村における環境や地域特性に適合した企（起）業誘致を推進するため、企（起）業に対して必要な優遇措置を講じることにより、産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び村民生活の向上に資することを目的に、一定の要件を満たした企業及び起業者が村内において新たに事業を新設する場合に各種優遇措置を受けられる制度です。

【制度の概要】

●対象地域 檜原村全域

●指定事業者 企（起）業誘致優遇制度を希望する事業者は、あらかじめ指定を受ける（指定事業者となる）必要があります。

●企（起）業誘致優遇制度を受けられる事業者及び規模等

- | | |
|----------|---|
| 1) 対象事業者 | 村内で営利の目的をもって事業を営む法人又は個人事業者、その他当制度の目的を達成するため、村長が適当と認める法人又は個人事業者 |
| 2) 規模 | 大企業に限らず個性のある中小企業、個人事業者も対象とします。 |
| 3) 雇用者数 | 対象施設の常用雇用者数は2名以上とし、原則として村内住民を2分の1以上雇用することを要件とします。ただし、個人事業者の場合は、原則として村内住民を1名以上雇用することを要件とします。 |
| 4) 事業用地等 | 対象となる事業用地及び事業用資産についての制限はありません。 |

●企（起）業誘致優遇制度を受けられる事業者の要件

- | | |
|-------------------------------------|--|
| 1) 檜原村環境保全条例（平成21年制定）を遵守する事業者であること。 | 3) 業績の安定性、信頼性等が優良かつ見込まれること。 |
| 2) 地域の特性に適合し、環境の保全に必要な措置が講じられていること。 | 4) 施設の設置、操業、業務開始が工場立地法その他の関係法令に適合していること。 |
| | 5) 国税及び地方税及び上下水道料金等を滞納していないこと。 |

●優遇制度の種類及び内容

制度の種類	制度の内容
操業助成金	指定事業者が取得した事業所の土地、家屋及び償却資産に対して賦課された固定資産税のそれぞれの年度の納付額に相当する額（事業開始後、賦課された最初の年度より3年間）
雇用促進助成金	指定事業者が事業所において新規雇用した者のうち、事業開始日以前から本村に居住し、住民基本台帳法第5条の規定により登録されている者のうち、新規雇用の日から1年以上継続して雇用されたものの人数（2年目の適用については、前年までの適用人数のうち最も多い人数からの増員分を対象とします。）に20万円を乗じて得た額（事業開始の日から2年間で200万円を限度）
上下水道料金及び電気料金助成金	指定事業者が事業所において上下水道及び電気の使用を開始した月から3年分の上下水道料金及び電気料金のうち、当該使用した月から1年分を単位として、納付した使用料の額の100分の30を乗じて得た額（1年分につき50万円を限度）
用地取得助成金	指定事業者が購入した事業の用に供する土地に係る固定資産評価額又は賃貸用施設の用に供する家屋及び土地の賃貸料（土地等賃貸料）に100分の50を乗じて得た額（1,500万円（個人事業者の場合500万円）を限度、ただし、土地等賃貸料については、事業開始の日から3年間で300万円（個人事業者の場合100万円）を限度）
用地造成助成金	指定事業者が事業の用に供するために購入又は借り入れた土地で、施設の建設のための造成費の100分の50を乗じて得た額（1,000万円（個人事業者の場合300万円）を限度）
施設設置助成金	指定事業者が設置した事業所の建設価格に100分の50を乗じて得た額（1,500万円（個人事業者の場合500万円）を限度）
機械設備設置助成金	指定事業者が設置した事業所又は賃貸用施設内に設置した機械設備で、事業の開始に伴い新たに設置し、固定資産税の償却資産の課税対象となった機械設備の取得価格に100分の50を乗じて得た額（1,000万円（個人事業者の場合300万円）を限度）
利子補給助成金	檜原村小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱（平成11年要綱第2号）における利子補給を受けていない指定事業者で、当該事業の用に供するための融資を受けている指定事業者に対し、当該貸付利率の年1.5パーセントに相当する額（貸付利率が年1.5パーセント以下の時は、当該貸付利率から0.1パーセントを差し引いた率）（150万円を限度）

※用地取得助成金・用地造成助成金・施設設置助成金・機械設備設置助成金は、4つの助成金を合計し、3,000万円（個人事業主1,000万円）を限度額とします。

●本制度により指定された指定事業者

- ①フロンティアジャパン株式会社（藤倉地区） ②株式会社ウッドボックス（小岩地区）
③株式会社K E I K O K U（数馬地区） ④カノトセラピールーム（神戸地区）

詳しい内容等は、下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 Tel 042-519-9556

檜原村ものづくり支援事業 補助金について

「檜原村ものづくり支援事業」は、地域の振興及び雇用の拡大を図ることを目的とし、地域資源を活かした新製品等の開発や販路の開拓等、新たなものづくりに必要な経費の一部を補助します。

- 対 象 者**…①村内に住所を有する個人または村内に事業所を有する中小企業者
 ②構成員の2分の1以上が①の者で構成される団体
 ③村と連携協定を締結している学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校

- 補助対象事業**…研究開発事業（原材料費、機械装置等設備費、外注加工費）
 市場調査事業（調査委託料、機器レンタル料、調査機器購入費）
 販路開拓事業（展示会等への参加に要する経費、広告宣伝費）
 東京都地域特産品開発支援事業費補助金の交付を受けている事業
 ※事業実施前に事業計画認定申請が必要です。

- 実 施 事 例**…○「ひのじゃがくん」を使ったおみやげ品の開発等
 ○檜原村在来作物のPR事業や商品開発、料理開発等

補助金額

事業費等	補助率	補助金の限度額
50万円以上	50%	30万円
30万円以上から50万円未満	70%	25万円
30万円未満	90%	20万円
東京都地域特産品開発支援事業費補助金の交付を受けている事業	補助対象事業費から東京都地域特産品開発支援事業費補助金を差し引いた額の90%	135万円

詳しい内容等は、下記へお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

緑の募金にご協力お願いします

令和6年度から自治会を通じた募金活動は諸般の事情により廃止とさせていただきました。
 長年にわたるご協力誠にありがとうございました。

今後は役場庁舎、都民の森、やすらぎの里に募金箱を設置します。引き続きご協力お願いいたします。

◎ お問い合わせ先 産業環境課農林産業係 TEL 042-598-1011 内線 129・130

令和6年2月檜原村住民対話集会の開催結果について

令和6年2月9日から15日まで村内3会場で行った対話集会は、計79名の出席をいただきありがとうございました。意見、要望等の件数につきましては下記のとおりです。

なお、いただいたご意見、ご要望等は可能な限り今後の村政に反映させていただきます。

要望内容 (大分類)	要望内容 (細目)	担当課	役場	南郷	樋里	合計	要望内容 (大分類)	要望内容 (細目)	担当課	役場	南郷	樋里	合計		
観光	施設整備	産業環境課				0	公園	ごみ	産業環境課				0		
	遊歩道・登山道					0		下水道						0	
	トイレ		1			1		水道						0	
	エコツーリズム					0		産業廃棄物						1	
	駐車場					0		公園の建設	産業環境課・総務課・福祉けんこう課					0	
	全体					0		コミュニティ	自治会館	企画財政課				1	1
その他				0	掲示板								0		
産業	特産品	産業環境課・				0	コミセン						1	1	2
	ものづくり					0	遊具							1	1
	サテライトオフィス	企画財政課			1	1	テレビ							0	
	おもちゃ工房・美術館	産業環境課		1	1	2	協力隊					1	1	2	
	獣害・アンケート					0	地域おこし						1	1	
	電気柵(補助)				0	住宅	空き家	企画財政課	1	1	1	3			
	じゃがいも焼酎				0		村営住宅	企画財政課		1	1	2			
	じゃがいも生産				0		定住促進	企画財政課		1		1			
	林業				0	防災	避難所	総務課		2		2			
	雇用・企業誘致	産業環境課・企画財政課	3	1			4	急傾斜地工事	産業環境課				0		
ひのはら力	産業環境課	1		1	2		安全対策	総務課		2		2			
商店	産業環境課			1			放送	総務課	1			1			
商業	ミニスーパー	企画財政課				0	教育	学校教育	教育課	1	1	2	4		
	バス停	産業環境課、企画財政課		1		1		学校教育 通学			1	1	2	4	
交通	バス運行	企画財政課		1	2	3		文化財			1	1		2	
	デマンド・福祉輸送	企画財政課・福祉けんこう課		1	1	2	図書館・資料館・村史					0			
	公共交通	企画財政課		1	2	3	福祉	免許・先進自動車	福祉けんこう課				1	1	
	自転車(ヒルクライム大会)	総務課・産業環境課・教育課				0		モノレール						0	
	林道	産業環境課		2	2	1		5		ふれあい館					0
村道				1	1	2		子育て					1	1	
都道						0	高齢者		1		2	3			
河川	河川の管理	産業環境課				0	土地に関すること	寄付	企画財政課				0		
	環境	産業環境課		1	1	2	村有地の活用	総務課			1	1	2		
環境	一斉清掃					0	情報公開	総務課		5	1	3	9		
	計					17	村政(村長公約)				1		1		
							27	財政	企画財政課			1		1	
							その他	インフラ整備			1		1		
							その他				1	1			

〈広告〉

季節折々のお弁当・オードブル・お料理をお届けします

仕出し たつ州

様々な用途でご利用頂けます 代表 岡部 竜州 檜原村2005

- !! お祝い・法事・おせち料理
- !! イベント&自治体の会食
- !! ご友人&ご親族の集まり

檜原村内配達OK
(車両乗入れ可能な場所)

個数やご予算などお気軽にご相談下さい! ※別途消費税がかかります

☎ 080-7227-8781
instagram.com/shidashi tatsushuu

LINEからも相談
ご注文できます!



ID @808ylh1

消防・防災全般

備えあれば憂いなし!

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

株式会社 セイフティー

(旧:株式会社 きしの防災)

東京都知事許可(般28)第83107号
〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11
TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462
safety@sft-bousai.com

檜原村定住促進サポート事業について

この事業は、檜原村への移住・定住の促進及び中小企業などにおける人手不足の解消等を図ることを目的として、都内条件不利地域（※1）以外から檜原村に移住し、以下の要件に該当する方に檜原村定住促進サポート事業支援金（以下「定住支援金」という。）（単身者60万円、世帯100万円）を交付するものです。

※1 都内条件不利地域：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

対象者要件（いずれかに該当する方）

- ①定住支援金の対象とする指定された就職先へ就業した方
 - ②起業した方
 - ③テレワークを行う方
 - ④村の地域おこし協力隊員として活動した方又は村内の事業所に就業し村内に住宅を購入した方
- ※条件の詳細はお問い合わせください。

「檜原村定住促進サポート事業」対象法人・求人情報を募集します

都内条件不利地域以外から檜原村に移住し、檜原村が指定した法人の定住促進サポート事業対象求人に応募し就業した方に對し定住支援金を交付します。そこで、定住支援金の対象となる法人及び求人情報の登録を募集します。

◎定住促進サポート事業の対象となる就業とは、下記の対象法人要件及び対象求人等要件を満たし、村に本事業の対象法人に係る登録及び求人登録をし、村ホームページ等に求人情報を掲載したものに限りです。

対象法人要件

以下の全てを満たす法人（※2）が対象となります。

- ①官公庁等でないこと。
 - ②資本金10億円以上の法人でないこと。
 - ③みなし大企業でないこと。
 - ④本店所在地が檜原村内にある法人であること。（ただし、勤務地限定型社員（檜原村内を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人は除く。）
 - ⑤雇用保険の適用事業主であること。
 - ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
 - ⑦暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- ※2 医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合、一般社団法人、学校法人、商工会、商工会議所も含む。

対象求人等要件

対象法人の要件を満たす法人が募集する以下の要件を満たす求人が対象となります。

- ①勤務地が檜原村内に所在すること。
 - ②檜原村が定住支援金の対象として認めた法人であること。
 - ③檜原村が定住支援金の対象とする就業先として村のホームページ等に掲載している求人であること。
 - ④業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと。
 - ⑤週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、定住支援金の申請時において当該法人に連続して3ヶ月以上在職していること。
 - ⑥上記求人への応募日が、檜原村のホームページ等に定住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - ⑦当該法人に、定住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - ⑧ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- 条件・申請方法等の詳細につきましては、下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

監査結果報告

檜原村監査委員により下記の監査が行われました。

例月出納検査

- 1 対 象 令和5年度3月分 檜原村一般会計及び5特別会計
令和5年度3月分 公営企業会計
- 2 実施日 令和6年4月24日（水）
- 3 検査方法 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか会計毎に調書を作成し、現金の出納及び保管の状況を検査する。
- 4 結 果 令和5年度3月分一般会計及び5特別会計、令和5年度3月分公営企業会計を検査した結果、伝票、証拠書類等正確に整理されており指摘事項もなく良好であり、正確に執行されていた。

◎ 問い合わせ先 議会事務局議事係 内線 311

お知らせ

檜原村キャッシュレス決済ポイント還元事業

檜原村のお店を応援しよう! ～最大25%戻ってくるキャンペーン～ 消費者向け「キャッシュレス決済利用方法」 説明会

PayPay を活用したキャッシュレス決済ポイント還元事業を村内で実施するにあたり、キャッシュレス決済を初めて使用される方向けに、説明会を開催いたします。スマートフォンを操作しながら、PayPay のキャッシュレス決済サービスの利用方法など、個別でご質問いただけます。

【日時・場所】

檜原村役場（3階会議室）

6月27日（木） 午後1時～午後2時、午後2時～午後3時

※あきる野市開催の説明会にもご参加いただけます。

①あきる野ルピア3階（産業情報研修室）

6月24日（月） 午後1時～午後2時、午後3時～午後4時

7月 2日（火） 午後1時～午後2時、午後3時～午後4時

②あきる野市五日市出張所2階（五日市地域交流センター会議室）

6月26日（水） 午後1時～午後2時、午後3時～午後4時

7月 5日（金） 午後1時～午後2時、午後3時～午後4時

○持ち物：ご自身のスマートフォン

○申込みは不要です。直接会場へお越しください。

～キャンペーン概要～

【実施期間】 令和6年7月1日（月）～令和6年8月31日（土）

※期間中でもキャンペーン還元額が上限に達した場合は、早期終了となる場合があります。

【対象のキャッシュレス決済】 PayPay 【付与率】 25%

【付与上限】 2,500ポイント/回、10,000ポイント/月

◎ 問い合わせ先 PayPayカスタマーサポート窓口：TEL 0120-990-634
事業概要：産業環境課観光商工係

お知らせ

議会の録画映像をインターネット配信します

令和6年第2回（6月）議会から、定例会の録画映像をインターネットで配信します。檜原村のホームページ内の議会のページから視聴できるようになる予定で、定例会初日の配信は6月中旬頃の予定です。

詳しくは議会事務局までお問い合わせください。



◎ 問い合わせ先 議会事務局 TEL 042-598-1128

檜原村やすらぎの里運営検討委員 の募集について

住民の健康、医療、福祉の総合的推進の拠点である、檜原村やすらぎの里の円滑な運営を図るため、檜原村やすらぎの里運営検討委員を募集します。

- 応募資格** 檜原村に住所を有し、村の健康、医療、福祉施策に関心があり、日中の会議に参加できる方（年数回）
募集人員 1名
募集期間 令和6年6月5日（水）～令和6年6月21日（金）まで（土・日を除く）
委員の任期 令和8年3月31日まで
応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、募集期間内に福祉けんこう課福祉係へ提出してください。詳しくは下記までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

令和6年7月7日（日）は 東京都知事選挙の投票日です！

◇投票時間

午前7時から午後6時まで

◇持ち物

投票所入場整理券

◇開票日時

同日午後8時から

※投票は投票所入場整理券に記載された投票所で行います。

◇投票所

投票区	投票所の名称
第1	檜原村福祉センター
第2	南郷コミュニティセンター
第3	人里コミュニティセンター
第4	数馬自治会館
第5	檜原村郷土資料館
第6	小沢コミュニティセンター
第7	樋里コミュニティセンター
第8	藤倉ドーム

檜原村で投票できる方

平成18年7月8日までに生まれた方で、令和6年3月19日以前から引き続き3ヶ月以上檜原村に住んでいて（住民登録をされていて）、村の選挙人名簿に登録されている方です。

※満18歳以上の方が選挙人名簿に登録され、投票することができます。

投票日当日、投票へ行けない方は…

投票日当日に投票できない方が期日前投票のできる期間

○期間及び時間 6月21日（金）～7月6日（土） 午前8時30分～午後8時

○場所 檜原村役場 ○持ち物 投票所入場整理券

※投票日に仕事、旅行等の用事のため、投票所で投票できない場合は期日前投票ができます。また、選挙管理委員会が指定した不在者投票のできる病院、老人ホーム等に入院している方は、その病院、老人ホーム等で不在者投票ができます。

※檜原村選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、郵便投票ができますので、7月3日（水）までに投票用紙の請求を行ってください。（身体障害者手帳、または戦傷病者手帳をお持ちの方が郵便等投票証明書の発行対象者となります。しかし、障害の程度によっては発行できない場合もありますので、檜原村選挙管理委員会までお問い合わせください。）

◎ 問い合わせ先 檜原村選挙管理委員会 TEL 042-598-1011



人権擁護委員退任及び就任のお知らせ

村民の相談役としてご活躍されました高取 弥三郎人権擁護委員が退任となりました。長い間、大変お疲れ様でした。

令和6年4月からは、小林泰代氏が就任されています。

相談は無料で秘密も守られますので、ご利用ください。



◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

7月の人権・行政相談

日時 7月11日（木）午後1時～午後3時

場所 檜原村役場2階庁議室

対象者 村内在住の方

相談方法 面談による相談

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

司法書士による 無料法律相談のお知らせ

相続、遺言、クレジット、サラ金などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催します。お気軽にお越しください。

日時 7月11日（木）午後1時～午後4時
(受付時間 午後0時50分～午後3時30分)

場所 檜原村役場3階特別会議室

対象者 村内在住の方

相談方法 面談による相談

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115
東京司法書士会三多摩支会 Tel 042-527-1919

マイナンバーカードの 電子証明書の更新について

☆マイナンバーカードに格納されている電子証明書の有効期限は5年です

有効期限を迎える方は、電子証明書の更新手続きが必要です。有効期限の2～3か月前を目途に有効期限通知書が送付されます。

電子証明書の更新は、「本人」もしくは「代理人」が手続きを行うことができます。以下の書類等をご用意の上、村役場1階村民課窓口までお越しください。

手続を行う方	手続に必要なもの
本人の場合	①マイナンバーカード ②有効期限通知書 ③暗証番号
代理人の場合	①本人のマイナンバーカード ②有効期限通知書 ③照会書兼回答書に必要な事項（暗証番号については、現在設定されているもの）を記入のうえ、専用封筒に入れられたもの。 ④代理人の本人確認書類（写真付きなら1点、それ以外の場合は2点必要）

☆マイナンバーカード及び電子証明書更新手続に関して

有効期限通知書が届いた方に、代理で更新手続をすると言って、マイナンバーカードと暗証番号をだまし取ろうとする不審な電話に注意してください。見知らぬ第三者にマイナンバーカードを渡し、暗証番号を教えないようお願いします。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

国民年金からのお知らせ 「わたしと年金」エッセイの募集

日本年金機構では、広く国民の皆さまに公的年金制度との関わりを考えていただくため、自身や家族との公的年金制度の関わり、公的年金の大切さなどをテーマにした「わたしと年金」エッセイを、6月から中学生以上の方を対象に募集しています。

応募作品は、審査のうえ厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、その他各賞を選定し、受賞者に表彰状の授与や記念品を贈呈するほか、受賞作品を日本年金機構ホームページへ掲載します。

応募要項や過去の作品等、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

◎ 問い合わせ先 日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp>

令和6年度の個人住民税(村都民税)は ここが変わりました

1 森林環境税について

令和6年度から国内に住所のある個人に対して森林環境税(国税)が課税されます。

森林環境税は温室効果ガス削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。

税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

森林環境譲与税は市町村においては森林整備及びその促進に関する費用に、都道府県においては森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用として利用されることとなっています。

(税率・賦課徴収額)

年額1,000円が村・都民税の均等割とあわせて徴収されます。

(村・都民税の均等割について)

村・都民税の均等割については、平成26年度から東日本大震災復興支援金として年額1,000円(村民税500円、都民税500円)が加算されていましたが、令和5年度で終了しました。

2 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

令和6年度(令和5年分)から上場株式等の配当所得や譲渡所得について、所得税と村・都民税の課税方式を一致させることとなりました。これにより、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなりました。

そのため、所得税で上場株式等の配当所得や譲渡所得を確定申告すると、村・都民税の算定時においても所得に算入されるため、配偶者控除や扶養控除などの適用、非課税判定、各種行政サービス、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定に影響する場合があります。

3 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

30歳以上70歳未満の国外居住親族について、控除対象扶養親族及び非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から除外することになりました。ただし、次のいずれかに該当するかたは、扶養親族の適用対象者となります。

- ・留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ・障がい者
- ・その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を「38万円以上」受けている者

※詳しい内容については、檜原村ホームページをご覧ください。

◎ 問い合わせ先 村民課税務係 内線 112

～今月の納期～

7月1日(月)です

- ・村都民税(普通徴収)
第1期

納め忘れのないようお願いいたします。

〈広告〉

建築一式工事業

都知事許可(般-1)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2

(代)TEL 598-0551 FAX 598-1008

日の出町事務所・工場 TEL 597-0984

E-mail:yoshizawa-k@kve.biglobe.ne.jp

環境・下水道

下水道料金の減免措置について

下水道料金の減免を受けることができます!

檜原村公共下水道料金の減免措置概要

■下水道料金の免除措置を行えるもの

- 生活保護法による、「生活扶助」を受給されている方
- 児童扶養手当法による、「児童扶養手当」の支給を受けている方
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律により「特別児童扶養手当」の支給を受けている方
- 旧国民年金法による母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する方で、遺族基礎年金を受給されている方

【免除内容】 ・下水道料金 1月当たり8m³までの汚水排出量に係る料金の全額を免除します。

■下水道料金の減額措置を行えるもの

- ①公衆浴場営業 ②医療施設 ③社会福祉施設 ④生活保護法による「教育扶助」、「住宅扶助」、「医療扶助」又は「介護扶助」を受給されている方 ⑤用水型皮革関連企業 ⑥めっき業 ⑦染色整理業 ⑧老齢福祉年金受給者 ⑨次の生活関連業種

パン製造小売業／クリーニング業／魚介類小売業／豆腐製造小売業／日本そば店／中華そば店／野菜小売業／かまぼこ水産加工業／こんにゃく製造業／民生食堂・大衆食堂／食肉小売業／大衆すし店／めん類製造業／めん類製造業／ソース製造業／つけ物製造業／そうざい製造業／つくだ煮製造業／ハム・ソーセージ製造業／水産物仲卸業／簡易宿所営業等／理容業／美容業

なお、減免措置を受けるためには申請書を提出していただく必要があります。

詳しくは担当までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

下水道への接続は指定工事店へ

下水道への接続工事は村が指定した「檜原村指定下水道工事店」でなければ工事ができません。この工事店は排水設備（宅内）工事だけでなく、村への申請手続きを代行して行います。お気軽にご相談ください。※複数の工事店から見積りをとるなど、事前に工事内容を十分確認し、工事を依頼してください。

下水道が使えるまでの流れ

- 接続を希望される方が指定工事店へ工事の依頼をします
↓
接続を希望される方に代わり、指定工事店が村へ申請書を提出します
↓
村が設計内容を審査します
↓
内容に不備がなければ工事に着手します
↓
指定工事店が工事をします
↓
工事が完了すると、指定工事店が村へ完了届を提出します
↓
村が検査し、合格すると下水道が使用できます



◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

東京都下水道局からのお知らせです

東京都下水道局では、雨の多い6月を「浸水対策強化月間」と定め、浸水の備えをお願いしています。道路にある雨水ますや側溝がふさがっていると、**雨水が適切に処理されず、浸水被害の危険性が高まります**。雨水ますや側溝にごみを入れたり、上に物を置いたりしないようお願いします。また、「東京アメッシュ」で降雨情報を提供しています。(https://tokyo-ame2.jwa.or.jp/)

◎ 問い合わせ先 東京都下水道局流域下水道本部 TEL 042-527-4828

あきる野商工会からのお知らせ

「村内事業者対象 経営相談窓口」について

- 相談日：毎週火曜日（祝日等役場閉庁時は除く）午前10時から正午まで
※午後1時から午後4時前後は基本村内を巡回しています。
庁舎で午後の時間に相談を受けたい方は、事前に担当課又は商工会にご連絡ください。
- 相談場所：檜原村役場1階 相談室
- 相談事項：経営全般に関する相談等
 - ①税務・経理・社会保険・労働保険
 - ②金融相談・あっせん
 - ③商工会の共済・保険制度
 - ④販路開拓支援・情報発信・地域貢献
 - ⑤国等の補助金活用情報、その他

◎ 問い合わせ先 産業環境課観光商工係 内線 122・128
あきる野商工会 TEL 042-559-4511（本所）
TEL 042-596-2511（五日市支所）

「住宅改修工事等助成事業」ご案内

あきる野商工会では、檜原村またはあきる野市の住民の方が所有し、かつ居住している『個人住宅の改修工事』及び『省エネ設備機器導入工事』などをあきる野商工会会員事業所（檜原村・あきる野市に店舗等がない事業者、または檜原村・あきる野市に本店登記（機能）がなく一般の地域店舗に比べて規模の大きい事業者などは会員であっても対象外）によって行った場合に、その費用の一部を助成する「住宅改修工事等助成事業」を実施します。

（但し、助成対象物件に直接属さない外構工事等は除く
（カーポート、物置・倉庫、ブロック塀・フェンス、ウッドデッキ、駐車場の整備等））

令和6年7月1日（月）以降、商工会へ申請した後に工事着工し、令和7年2月28日（金）までに工事完了報告を提出できる10万円以上（税別）の工事に対し、見積額または工事完了後の支払額のいずれか少ない額の5%で、1世帯年1回限り10万円を上限に助成します。ただし、予算額に達し次第終了となります。詳細については、あきる野商工会までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 あきる野商工会 TEL 042-559-4511（本所）
TEL 042-596-2511（五日市支所）

犬を飼っている方へ

生後91日以上犬を飼われている方は、犬の情報登録と年1回の狂犬病予防注射が法律で義務づけられています。

注射を受けたら、早めに産業環境課生活環境係で狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

狂犬病予防注射料金は、各動物病院にお問い合わせください。

また、放し飼いをしている・引き綱をしなくて散歩させている・犬のフンを始末しないなどの苦情が寄せられることがあります。飼い主の方はマナーを守り、まわりの方に迷惑をかけないようにし、人と動物との調和のとれた共生社会を実現するために次のことを守ってください。

- 犬の放し飼いは危険です。放し飼いはやめましょう。また、散歩や運動の時は必ず引き綱をつけましょう。
- 散歩の時は犬のフンを放置したままにしないで、持ち帰りましょう。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121

福祉・けんこう

6月の栄養相談

【日時】 6月12日(水)・6月26日(水) 午前9時30分～午後3時

【会場】 やすらぎの里 保健センター(けんこう館2階)

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

栄養教室 ヘルシ～ひのほらいふ

栄養教室「ヘルシ～ひのほらいふ」を行います。

みなさんが健康で豊かな生活を実現していけるよう、健康に関する正しい情報をお伝えし、正しい食生活を身に付けていただく場です。今回のテーマは「貧血」についてです。ぜひ、ご参加ください。

対象者 ご興味のある方は、どなたでもお申し込みいただけます。(定員12名です。7月5日(金)までにお申込みください。)

日時 7月17日(水) 午前10時～午後1時

場所 やすらぎの里 保健センター(けんこう館2階)

◎ 申し込み・問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

秋川流域病児・病後児保育室 「ぬくもり」について

- ▽ 内 容 病児・病後児保育室は、病気中や病気の回復期にあり、保護者が仕事などにより家庭で保育を行うことが困難なお子さんをお預かりする施設です。あきる野市、日の出町、檜原村の3市町村内にお住まいのお子さんが利用できます。
※確定診断が出ていても、発熱、上気道及び消化器症状がある病児は、引き続きコロナに関する検査（抗原検査キットを除く）で、陰性を確認された場合のみ予約を受け付けます。医師連絡票の記入は、検査を実施した医療機関でお願いします。
- ▽ 愛 称 に つ い て 「ぬくもり」とは、子どもたちが、親や保育室のスタッフなど人の温もりに触れ、保育室内の多摩産の木材やその間から差し込む柔らかな木漏れ日などの温もりを感じながら、快方に向かってほしいという意味が込められています。
- ▽ 日 時 月曜～金曜日 午前8時～午後6時（祝日、年末年始を除く）
- ▽ 場 所 公立阿伎留医療センター敷地内北側（あきる野市引田79-1）
- ▽ 対 象 3市町村内に在住で、病気のため集団保育ができない、かつ、保護者がけがや病気、勤務などの都合により家庭で保育を行うことができない、生後6か月から小学校3年生までの児童
- ▽ 定 員 1日あたりおおむね6人
※定員に達しない場合は、3市町村以外の児童も利用できます。
- ▽ 費 用 1日2千円（3市町村の児童）、1日4千円（その他の児童）
※食事や飲み物などの提供はありませんので、持参してください。
- ▽ 利 用 方 法 ①あらかじめ利用する児童を登録（保護者との面接、施設説明、利用登録カードの交付など）
②利用する時は、前日までにかかりつけ医を受診し、医師連絡票を受領
③利用日の前日までに、医師連絡票などの必要書類を添えて申請（利用登録カードを持参）
④利用日当日、「家族との連絡票」を提出し、利用
※感染症の場合など、受け入れには一定の条件があります。また、状況により受け入れできない場合があります。詳しくは、事前登録の際に説明します。
- ▽ 利 用 登 録 の 受 付 (予約制) ・「ぬくもり」…午前8時30分～午後5時（土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く）
・福祉けんこう課…午前8時30分～午後5時（土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く）
- ▽ 登 録 に 必 要 な 持 ち 物 対象となる児童の住所が確認できる書類 [母子健康手帳、乳幼児医療費助成制度医療証（マル乳）など]、保護者の写真。詳しくは、利用登録の予約時にご案内します。
- ▽ そ の 他 ・「ぬくもり」には、駐車場と駐輪場があります。
・利用登録申請書等は、3市町村のホームページからダウンロードできるほか、福祉けんこう課窓口（やすらぎの里内）に配置しています。
- ▽ 利 用 登 録 ・ 申 込 み 秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」
※保育室を継続して利用するには年度（4月～翌年3月）毎に更新手続きが必要です。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課子育て支援係 TEL 042-598-3122
秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」 TEL 042-518-7078

こども家庭センターは 家族みんなが笑顔で過ごせること を応援します。

親が「よかれと思って」言ってしまう、やってしまうことは、子どもにとって本当にいいことなのでしょうか？親がよかれと思って投げかけた言葉を子どもがどのように受け止めるのか考えたことがありますか？

保護者の皆様が、「ああしなさい」「これをしてはダメ」といった、社会性を身につけさせるために言った言葉の数々が子どもを苦しい思いにし、ときに非行へ向かわせてしまう場合もあるようです。

そのような事態にならないためには…

親子がお互いの話を聞くことができ、話すことのできる信頼関係が重要なようです。子どもは小さくても、きちんと自分に向き合おうとしてくれることを感じとり心から安心します。

親は「よかれと思って」言ったこと、やったことが一方的な押し付けになっていないかを考える機会を持つことが大切です。

次回からは…

日常的に使われている言葉も子どもを追い詰める場合の例などをご紹介します。

《参考文献：「犯罪心理学者が教える子どもを呪う言葉・救う言葉」》

◎ 問い合わせ先 檜原村こども家庭センター Tel 042-598-3122

総合がん検診（個別検診）のお知らせ

医療機関で総合がん検診の個別検診をご希望される方は、下記の表の2か所の医療機関で実施します。

実施内容等については、以下のとおりとなります。この機会にぜひ受診し、ご自身の健康管理に心掛けてください。

実施医療機関	日の出ヶ丘病院	檜原診療所
検査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診（バリウムを飲みX線撮影検査） ※日の出ヶ丘病院のみで受けることができます。 ・肺がん検診（X線撮影検査・必要に応じ喀痰検査） ・大腸がん検診（便潜血検査） ・前立腺がん検診（血液検査） ・肝炎ウイルス検診（血液検査） *これまでに肝炎ウイルス検診を受診された方は対象外となります。 	
対象者	檜原村内在住の30歳以上の方で、総合がん検診（個別検診）を希望される方。 *検診の種類によって受診可能な年齢が異なるものがあります。	
費用	無料	
申込期間	6月3日（月）～令和7年2月7日（金） 午前8時30分～正午、午後1時～午後4時30分まで（土・日・祝日を除く）。	6月3日（月）～令和7年3月7日（金） 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時まで（土・日・祝日を除く）。
申込方法	上記期間内にお電話にてお申込みください。	
	申込先：日の出ヶ丘病院 電話番号：042-588-8666	申込先：福祉けんこう課けんこう係 電話番号：042-598-3121
受診期間	7月1日（月）～令和7年2月28日（金） 受診時間等詳細につきましては、直接お問合わせください。	7月～令和7年3月 ※土・日・祝日を除く 健診当日は午前8時30分までに受付をしてください。

◎ 問い合わせ先 やすらぎの里 福祉けんこう課けんこう係 Tel 042-598-3121

福祉
けんこう

〈広告〉

電気のことなら何でもご相談ください！



電気工事



豊富な季節家電



洗剤自動投入
洗濯機



自動洗浄
トイレ



補聴器の
お取扱い

比べてみれば、やっぱり近くの電気屋さん♪





アコス ミナ電気

五日市店 あきる野市五日市20
☎ (042)596-1326
☎ (042)596-2514

檜原村こども家庭センター 相談事業のご案内

檜原村こども家庭センターは、全ての妊産婦さん、子育て世帯、お子さんが相談を行うことができる場所です。ぜひご利用ください。

*相談対象

村内在住の子ども（0～20歳前後まで）、またはその保護者

*相談できること

子どもの理解や生活への対応、学校適応等における支援方法などの子どもにかかわる相談全般を受け付けています。

「学校へ行きたがらない」「落ち着きがない」「宿題を見ていて気になることがある」など、お気軽にご連絡ください。

*場所

福祉けんこう課子育て支援係（やすらぎの里内けんこう館2階）

<p>*相談日、時間 相談日：月、水、木、金（祝日を除く） 受付時間：午前9時～午後4時30分 相談時間：原則50分程度まで（相談時間内に限る） ※事前に予約が必要です。</p>	<p>*費用 無 料</p>
<p>*予約方法 電話または直接お越しください。 TEL：042-598-3122</p>	<p>*相談員 公認心理師・臨床心理士：赤木友彦</p>

◎ 問い合わせ先 檜原村福祉けんこう課子育て支援係（やすらぎの里内） TEL 042-598-3122

〈広告〉

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい！！



一般建築・リフォーム
株式会社 **光壽建築**

東京都知事許可(般1)第123420号

代表取締役 野村 良和

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村435-2

TEL 042-598-0870

FAX 042-598-1300

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-1)第111726号

ICHIKEN

(有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 042-598-0513

FAX 042-598-0047

児童手当・児童育成手当・乳幼児医療費助成制度・ 子ども医療費助成制度・高校生等医療費助成制度 の現況届について

村では、令和4年度から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要としております。ただし、以下の方については、個別に現況届を送付いたします。

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が檜原村でない方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤ その他、村から提出の案内があった方

村から現況届の案内があった方は、**令和6年6月28日(金)**までに提出してください。

期限までに届出をしないと6月以降の手当の支給、10月以降の医療証の交付が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

※住所が変わった、氏名が変わった等の変更があった場合には、必ず福祉けんこう課子育て支援係まで届出をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課子育て支援係 TEL 042-598-3122

こちら地域包括支援センターです!!

一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の方を対象に、各種見守り関連事業を実施しています。事業をご利用いただくことで、早期に異変に気付くことができる場合があります。詳細は地域包括支援センターへお問い合わせください。

- ◆高齢者等買い物支援事業
 - ・事前に村に登録された協力店が、注文のあった商品を自宅までお届けします。また、その際に声掛けを行う等、安否確認を行います。
- ◆高齢者みまもり事業
 - ・高齢者の自宅を郵便局員が毎月1回(30分)訪問して安否確認や生活状況を確認します。
- ◆高齢者電話見守り事業
 - ・毎日決まった時間に自動音声による電話をし、サービス利用者の体調・安否を確認し、事前に登録されたメールアドレスに報告します。
- ◆高齢者等ごみ収集支援事業
 - ・ごみ出しが困難な高齢者や障害者の方などを対象に、ごみや資源を玄関先まで戸別収集に伺います。また、その際声掛けを行う等、安否確認も行います。
- ◆配食サービス
 - ・食事を用意することが困難な高齢者を対象に栄養バランスのとれた食事を提供します。また、その際声掛けを行う等、安否確認も行います。
- ◆高齢者宅警報機器等取付事業
 - ・一人暮らし高齢者等の本人及び離れて暮らす家族が安心して生活できるよう、高齢者宅に通報機器を設置します。

◎ 問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター TEL 042-598-3121

教育・文化

檜原村高等学校等就学世帯生活支援交付金の申請について

檜原村では、高等学校等へ就学する生徒の保護者に対して、高等教育における保護者の経済的負担を軽減するため交付金を交付いたします。

1 補助対象者

○檜原村の区域内に住所を有する生徒と同一世帯に属する保護者
(住所を有する生徒の生活実態が檜原村にない方は対象外とします。)

○次に該当する方は、交付金対象外とします。

交付申請書提出期限(10月末現在)に村税、村の使用料を滞納している方

2 交付の基準額及び交付金の額

○交付金の基準額は、対象生徒の住所地直近のバス停から、武蔵五日市駅までの区間のバス定期券1か月分の料金を基準額とします。交付額については、年間11か月分を限度額として、基準額に乗じた80%とし、1,000円未満切り捨てとします。ただし、就学の実情に応じて交付金を減額することもあります。

3 交付金の決定

○交付金を希望する方は、①交付申請書(様式第1号)②在学証明書(令和6年9月以降の日付)③請求書(様式第4号)④口座振込依頼書(様式第5号)に必要な事項を記入し、10月末日までに教育委員会へ申請してください。交付が、決定されれば交付決定通知書(様式第2号)を送付し交付が認められない場合は、非該当通知書(様式第3号)を送付します。

なお、申請後、書類審査の際に、村税、村の使用料の滞納が確認されると交付対象外となります。

交付決定を受けた方は、請求書(様式第4号)を教育委員会へ提出ください。

4 交付金交付の停止及び決定の取消

○保護者又は生徒が次に該当した場合は、翌月分から交付金の停止、又は交付決定を取り消します。

①休学したとき ②停学になったとき ③退学したとき ④交付金を辞退したとき ⑤転出したとき
⑥偽りその他不正の手段により、交付金の交付を受けたとき

以上の事由が確認されたときには、交付金の一部、又は全部を返金していただくこととなります。

5 報告義務

○保護者は、交付金の交付決定後、申請内容に異動が生じた場合は、速やかに教育委員会へ報告してください。

6 提出書類 ※押印はスタンプ印不可です。

①交付申請書(様式第1号) ②在学証明書(令和6年9月以降の日付) ③請求書(様式第4号)
④口座振込依頼書(様式第5号)

7 交付金の交付方法

○口座振込のみ

交付金支払いスケジュール

①交付金のご案内及び申請書の送付(該当者の方へ郵送いたします。)	8月上旬
②在学する高等学校等へ在学証明の発行を依頼してください。	9月以降でお願いします。
③申請書(様式第1号)の提出	10月末日期限
④書類審査(決定通知もしくは非該当通知郵送)	11月中
⑤交付金の振込	12月中旬予定

◎ 問い合わせ及び申請先：檜原村教育委員会 教育課学校教育係
TEL 042-598-1011 内線 221

令和6年度子ども体験塾 『利島サマースクール（多摩・ 島しょ広域連携活動助成金事業）』

- 1 目的** この事業は、檜原村・利島村に在住する児童が、社会性や協調性、自立、創造性を育み、また、他地域と交流することで、将来を担う児童の育成を図るため、伊豆七島の青い海と島の雄大な自然を舞台に実施いたします。
- 2 実施期間** 令和6年7月20日（土）～22日（月）2泊3日
役場出発：午前5時（予定）
※往復ジェット船（予定）
- 3 実施場所** 利島村（伊豆七島）
- 4 応募資格** ①檜原村在住の小学4～6年生の児童（定員20名）
②団体行動、自分の身の回りのことが自分でできる児童
③保護者の同意が得られる児童



※民宿ではなく公民館のようなところに宿泊します。また、就寝はこちらで用意した寝袋等で就寝していただく予定です。自分の身の回りのことができるか等よくご相談の上、参加申込をお願いいたします。

- 5 応募方法** 6月14日（金）まで参加申込書を受け付けます。
受付時間 平日：午前9時～午後5時
希望する方は、参加申込書に必要事項を記入のうえ、
檜原村役場2階教育課社会教育係へ提出してください。
定員20名先着順（あらかじめ、ご了承ください。）
- 6 参加費用** 10,000円（説明会時に集金させていただく予定です。）
※お小遣い、参加費に含まれない飲食代等は、自己負担となります。
- 7 その他** 参加申込いただいた方へは、説明会の実施日等が決まりましたら改めて通知いたします。サマースクール詳細は、説明会でお知らせする予定です。



※社会情勢、地震・台風などの悪天候等によりやむなく事業を中止する場合がございます。あらかじめ、ご了承くださいますようお願いいたします。 利島村キャラクターとしまん

◎ 申し込み・問い合わせ先 檜原村教育委員会 教育課社会教育係
TEL 042-598-1011 内線 227

令和6年度真鶴町交流事業 『海と山のこどもたちの交流会』

- 1 目的** この事業は、檜原村・真鶴町に在住する児童が、社会性や協調性、自立、創造性を育み、また、他地域と交流することで、将来を担う児童の育成を図るため、真鶴町交流事業を実施いたします。
- 2 実施期間** 令和6年8月8日（木）～9日（金）1泊2日
役場出発：午前9時（予定）
※往復貸切バス
- 3 実施場所** 真鶴町（神奈川県）
- 4 応募資格** ①檜原村在住の小学4～6年生の児童（定員15名）
②団体行動、自分の身の回りのことが自分でできる児童
③保護者の同意が得られる児童
- ※公民館のようなところに宿泊予定です。自分の身の回りのことができるか等よくご相談の上、参加申込をお願いいたします。
- 5 応募方法** **6月14日（金）**まで参加申込書を受け付けます。
受付時間 平日：午前9時～午後5時
希望する方は、参加申込書に必要事項を記入のうえ、
檜原村役場2階教育課社会教育係へ提出してください。
定員15名先着順（あらかじめ、ご了承ください。）
- 6 参加費用** 1,000円（宿泊費・保険料等）
（当日に集金させていただく予定です。）
※お小遣い、参加費に含まれない飲食代等は、自己負担となります。
- 7 その他** 参加申込いただいた方へは、詳細が決まりましたら改めて通知いたしますのでご確認ください。

※社会情勢、地震・台風などの悪天候等によりやむなく事業を中止する場合がございます。あらかじめ、ご了承くださいませようをお願いいたします。

◎ 申し込み・問い合わせ先 檜原村教育委員会教育課社会教育係
TEL 042-598-1011 内線 227

受験生チャレンジ支援貸付事業について

東京都では、学習塾等の受講料や高校・大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯に対して資金の貸し付けを行う「受験生チャレンジ支援貸付事業」を実施し、将来の自立に向けた意欲のある子供たちが高校や大学への進学を目指すことを支援しています。

・対象者 中学3年生又は高校3年生又はこれに準ずる方※

※中学3年生又は高校3年生に在籍していない進学を目指す方（高校中途退学者、高等学校卒業程度認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生等）

貸付対象	貸付限度額
学習塾等受講料	20万円
受験料（中学3年生又はこれに準ずる方）	2万7,400円
受験料（高校3年生又はこれに準ずる方）	8万円

他にも貸し付けには条件等があるため、詳しくは下記のURLをご覧ください。

「東京都社会福祉協議会受験生チャレンジ支援貸付事業サイト」

URL : <https://jukenchallenge.jp/>



◎ 問い合わせ先 社会福祉法人 檜原村社会福祉協議会
東京都西多摩郡檜原村2717番地（やすらぎの里内）
TEL 042-598-0085 FAX 042-598-0487

令和7年度使用 教科用図書 見本本展示会のお知らせ

教育関係者や保護者等広く都民に対して教科用図書を公開するため、見本本展示会を下記のとおり開催いたします。

- 期 日 特別展示会 令和6年6月 2日（日）から6月13日（木）
法定展示会 令和6年6月14日（金）から6月29日（土）〈ただし、休館日（月曜日）を除く〉
- 時 間 午前9時30分から午後5時
- 場 所 西多摩第四教科書センター（奥多摩町立古里図書館）
住所 奥多摩町小丹波82 電話 0428-85-1618

※また、檜原村役場2階の庁議室においても、教科書を展示しておりますので、閲覧希望者は、檜原村教育委員会まで申し出願います。

- 期 日 6月10日（月）から6月19日（水）〈ただし、土日を除く〉
- 時 間 午前9時30分から正午、午後1時から5時

◎ 問い合わせ先 檜原村教育委員会 教育課学校教育係 TEL 042-598-1011 内線 224

教養講座参加者募集!

年間を通して『俳句教室』『水彩画教室』『水墨画教室』を開催しています。素敵な作品と一緒に作りませんか？皆様のお申し込みを随時お待ちしております。

- 場 所 檜原村福祉センター 及び檜原村役場
- 参加費 無料
- 対 象 村内在住・在勤者

◎ 申し込み・問い合わせ先 檜原村教育課社会教育係 内線 226

令和7年度使用 西多摩地区町村立学校教科用図書採択協議会のお知らせ

中学校用の教科用図書を新たに採択するため、西多摩地区町村立学校教科用図書採択協議会（以下、採択協議会）を下記のとおり開催いたします。傍聴を希望される方は、ご来場ください。

○日時 第2回 採択協議会 令和6年7月16日（火）午前10時から【予備日：7月17日（水）】
○場所 奥多摩町文化会館 住所 奥多摩町小丹波82 ○定員 20名

◎ 問い合わせ先 檜原村教育委員会 教育課学校教育係 TEL 042-598-1011 内線 224

その他

経済センサス基礎調査にご協力をお願いします

調査の目的

日本のすべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的として、令和6年6月から調査を実施いたします。

調査の結果利用

調査の結果は大切な資料として、暮らしや地域、そして日本の「未来」のために役立てられます。過去の調査結果など、調査についての詳しい内容は、以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/index.html>

主な調査事項

- ①すべての事業所（調査員が外観により調査します）
 - ・事業所の名称、所在地、活動状態
- ②新たに把握した事業所（調査員が調査票を配布して調査します）
 - ・従業員数、事業の内容、法人番号、総売上高など

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 213

HIV・梅毒検査を実施します！

西多摩保健所では東京都の「HIV 検査・相談月間」キャンペーンの時期に合わせて、HIV・梅毒検査を実施いたします。また、保健所ではエイズや性感染症に関する相談に応じています。心配があったら相談と検査を！

検査日時：6月4日（火）午後2時～午後3時 結果日時：6月11日（火）午後2時～午後3時

結果は1週間後に再度来所して頂き、直接ご本人にお伝えします。

両日とも来所可能な方のみ検査を受けられます。証明書等の発行はしません。

場 所：西多摩保健所 2F

検査内容：HIV、梅毒抗体検査

希望者には性感染症検査（クラミジア感染症・淋菌感染症）も実施

申し込み：050-3801-5309（受付時間10:00～20:00）

※予約電話番号は都のHIV検査施設すべて一元化されています。

その他：匿名・無料

◎ 問い合わせ先 西多摩保健所 保健対策課 感染症対策担当 TEL 0428-22-6141

檜原村民感謝デー開催のお知らせ

特別優待料金で東京サマーランドを利用できる「村民感謝デー」を3日間開催します。

日 程：6月22日（土）～24日（月）

優待施設：東京サマーランド（屋外プールは土日のみ一部オープン）

対 象：村内在住、在学の方

優待料金：

区分	期間	一般料金	特別優待料金
大人	平日／土日	2,600円／ 3,600円	1,000円／ 1,500円
中学生		2,100円／ 3,200円	無料
小学生		1,500円／ 2,600円	
幼児・シニア		1,000円／ 1,900円	

申し込み：来園日指定チケットを指定サイトから購入
（右記QRコード参照）



◎ 問い合わせ先 【お客様専用窓口】東京サマーランド予約センター TEL 042-558-6511

熱中症で救急要請！同時に他の場所でも…

梅雨の季節を迎え、暑さも増してきました。学生の皆さんは大会等も近くなり、クラブ活動や個人でのスポーツに熱が入る時期です。しかし、慣れない暑さ、湿度の中で活動に熱中することで、気づいた時には熱中症になってしまうことも…。また、家の中でも、冷房をつけずにいることで、室内でも熱中症になってしまう事例もあります。

近年、救急車の出動件数が増え続けています。これからの時期は特に、熱中症による救急要請も増えるため、救急車の到着が遅れることが予想されますので、まずは自身の熱中症を未然に防ぎましょう。

熱中症は対策をすることができます。「早めの冷房！」「こまめな水分補給！」「十分な休養！」「帽子や日傘で頭を守る！」これらを頭の片すみに置いて生活しましょう。

◎ 問い合わせ先 秋川消防署 TEL 042-595-0119

学校だより

いま、檜原小学校では

《令和6年度がスタート》

4月8日(月)、10名の新入生を迎え、全校児童59名で令和6年度がスタートしました。4月15日(月)には「対面式」、4月24日(水)には、「1年生を迎える会」が開かれました。上級生とも交流を深め、楽しい時間を過ごしました。



入学式



1年生を迎える会



手洗い指導



交通安全教室

《遠足～檜原の山々を～》

4月26日(金)、春の暖かな陽気の中、高学年が御前山へ合同遠足に行ってきました。とても体力のいる遠足ですが、友達を気遣う優しさが随所に見られました。



《学校公開日の様子》

4月20日(土)に行われた学校公開では、子供たちが、多くの保護者の方々に堂々と授業を受けている姿を見ていただきました。



【6・7月のおもな学校行事予定】

- 6月 3日(月) 親子読書週間始
- 6月 4日(火) 水泳指導開始 脊柱側彎検診(5年)
- 6月 5日(水) いじめに関する授業
- 6月 6日(木) 中学生読み聞かせ
- 6月11日(火) 体力等調査
- 6月14日(金) 親子読書週間終 国際交流会(6年)
- 6月17日(月) バードカービング(5年)
地域巡り(3年)
- 6月18日(火) 交通安全教室(1~4年)
- 6月22日(土) 学校公開(檜小まつり)

- 6月26日(水) 小中セーフティ教室
- 6月28日(金) 授業参観・保護者会(4~6年)
- 7月 2日(火) 避難訓練
- 7月 3日(水) ~5日(金) 臨海学園(5年)
- 7月 4日(木) 授業参観・保護者会(1~3年)
- 7月 5日(金) 図書館訪問(1~4年)
- 7月 9日(火) 下水道出前授業(4年)
- 7月11日(木) 落語教室(3~6年)
- 7月19日(金) 安全指導 一斉下校 終業式

檜原村地域おこし協力隊 ひのはらだより

Vol.96



「左から、友澤勇紀、中澤大樹」

ともさわ ゆうき
友澤 勇紀 (宮ヶ谷戸在住)

檜原村に来てから村の皆さんの生活の知恵に驚き、尊敬の念が尽きません。

山を見れば、無尽蔵にも思える体力と気力の軌跡。スギの植わっているところは、炭焼きをして植林した場所だと聞きました。山歩きは日常で、荷物を担いで登るなんて当たり前。陽当たりの良い場所は住みかよりも畑に。よく耳にする「今はスギ林だけど、昔は一面畑だった。」「この山の上に平があってね。昔は肥えを担いでみんなで登ったんだよ。」と。



愛用の籠と梯子。ただ、次はパーカー（運搬車）が欲しいです。（笑）

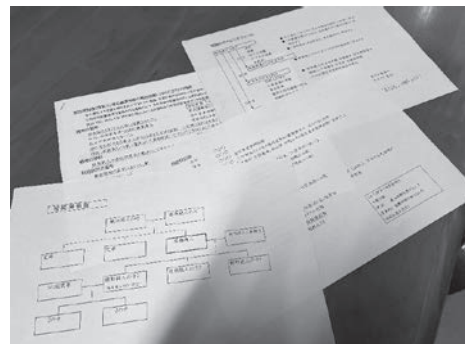
「そんな話を聞いたな。」と思いながら肥料を担いで山の中、ワサビの畑へ。少しでも若いうちに、山での身体の使い方を覚えたいとは思っていますが、「山育ちでないとこうも辛いのか。」と、息を切らして登ること5往復。

背負い梯子が無かったらこんなに効率よく運べなかったと、村の方から譲り受けた先人の道具に感謝です。無事に145kg運び上げられました。

なかざわ だいき
中澤 大樹 (出畑在住)

空き家対策担当として、新たに配属された会計年度任用職員の方と相続に関する事務作業を始めています。今は勉強することが多いですが、少しずつ村民の皆さんのお役に立てるように努力していきます！今年こそは宅建士の資格を取って、さらに村民の皆さんに寄り添った空き家対策ができるように頑張っていきたいと思えます！

役場まで相談に行けない、そもそも相談って何をしたらいいの？などご不明な点がありましたら、お話を伺いに行きますので、お声かけ・ご連絡お待ちしております！



制度や考え方など一から教わっています！

その他

〈広告〉

不動産の売買・賃貸・仲介・管理

土地や建物を売りたい方、貸したい方

リフォーム、空家の解体、買取のご相談など

お気軽にお問い合わせください

東京マウンテン株式会社



Tokyo Mountain

<https://tokyomountain.com>
info@tokyomountain.com

檜原村 792-13 (笹平)

TEL: 042-519-9117

東京都知事(1)第106189号
公益社団法人 全日本不動産協会 正会員
公益社団法人 不動産保証協会 正会員

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

受章おめでとうございます

春の叙勲

旭日小綬章（地方自治功労）

坂本 義次さん（神戸地区）

前檜原村長



令和6年春の叙勲で、前檜原村長の坂本義次さんが旭日小綬章を受賞されました。
平成15年に檜原村長に就任して以来、永きにわたり地方自治行政に寄与されました。

休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住 所	電 話	日(曜日)	医療機関名	住 所	電 話
6月 2日(日)	あべクリニック	あきる野市 瀬戸岡474-6	042-558-7730	23日(日)	まつもと耳鼻 咽喉科	あきる野市 秋留1-1-10	042-550-3341
9日(日)	草花クリニック	あきる野市 草花2724	042-558-7127			あきる野クリニック タウン1F	
16日(日)	櫻井病院	あきる野市 原小宮一丁目14-11	042-558-7007	30日(日)	瀬戸岡医院	あきる野市 二宮1240	042-558-3930

受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分

* 午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診の際は診療科目を事前に確認して下さい。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL 042-521-2323 携帯電話・PHSは#7119
秋川消防署 TEL 042-595-0119
東京都保健医療情報センター TEL 03-5272-0303

世帯と人口 (5月1日現在)

()内は前月比
世帯数 1,109 世帯(3人減) 人口 1,965 人 (4人減)
男 980 人 (3人減) 女 985 人 (1人減)

防災行政無線メッセージサービス TEL 042-598-1033

過去に放送した内容を聞くことができます。

～今月の表紙～ 「檜原森のおもちゃ美術館10万人達成記念セレモニー」

2021年11月3日にグランドオープンした檜原森のおもちゃ美術館。2024年5月13日に来館者10万人を達成しました。おめでとうございます。

青梅市からお越しの横溝さんご家族が10万人目の来館者となり、セレモニーと記念品が贈呈されました。横溝さんご家族はこの日、娘さんの1歳の誕生日の記念に来館されました。